

(改正) 枚方市公害防止条例 要綱 素案 ～部会とりまとめ～

第 1 章 総則

1 目的

この条例は、枚方市環境基本条例（平成 10 年枚方市条例第 1 号）の理念にのっとり、公害の防止に関し市の施策を定め、推進するとともに、公害の防止のための規制を行い、もって市民の健康で快適な生活の確保を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (2) この条例において「有害物質」とは、カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。

<参考：規則で定める有害物質>

規則で定める有害物質は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。）第 2 条に規定する物質とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) カドミウム及びその化合物 (2) シアン化合物 (3) 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E P N)に限る。) (4) 鉛及びその化合物 (5) 六価クロム化合物 (6) ひ素及びその化合物 (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (8) アルキル水銀化合物 (9) ポリ塩化ビフェニル(別名P C B) (10) トリクロロエチレン (11) テトラクロロエチレン (12) ジクロロメタン (13) 四塩化炭素 (14) 1, 2-ジクロロエタン (15) 1, 1-ジクロロエチレン (16) 1, 2-ジクロロエチレン (17) 1, 1, 1-トリクロロエタン (18) 1, 1, 2-トリクロロエタン (19) 1, 3-ジクロロプロペン (20) チウラム (21) シマジン (22) チオベンカルブ (23) ベンゼン (24) セレン及びその化合物 (25) ほう素及びその化合物 (26) ふっ素及びその化合物 (27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (28) 塩化ビニルモノマー (29) 1, 4-ジオキサン |
|--|

- (3) この条例において「排出水」とは、工場又は事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。）に排出される水をいう。
- (4) この条例において「排水基準」とは、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度であって規則で定めるものをいう。

<参考：規則で定める排水基準>

規則で定める排水基準は、別表に掲げる排水基準とする。

(単位 mg/l)

項目等	区分	淀川水域	寝屋川水域
カドミウム及びその化合物		0.01	0.1
シアン化合物		シアンにつき検出されないこと。	1
有機りん化合物		検出されないこと。	1
鉛及びその化合物		0.01	0.1
六価クロム化合物		0.05	0.5
ひ素及びその化合物		0.01	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005	0.005
アルキル水銀化合物		検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと。	0.003
トリクロロエチレン		0.03	0.3
テトラクロロエチレン		0.01	0.1
ジクロロメタン		0.02	0.2
四塩化炭素		0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン		0.004	0.04
1,1-ジクロロエチレン		0.1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	0.4
1,1,1-トリクロロエタン		1	3
1,1,2-トリクロロエタン		0.006	0.06
1,3-ジクロロプロペン		0.002	0.02
チウラム		0.006	0.06
シマジン		0.003	0.03
チオベンカルブ		0.02	0.2
ベンゼン		0.01	0.1
セレン及びその化合物		0.01	0.1
ほう素及びその化合物		1	10
ふっ素及びその化合物		0.8	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100
1,4-ジオキサン		0.05	0.5

- (5) この条例において「地下浸透水」とは、工場又は事業場から地下に浸透する水であって汚水又は廃液（これら进行处理したものを含む。）を含むものをいう。

(6) この条例において「指定事業所」とは、工場又は事業場であって規則で定めるものをいう。

<参考：規則で定める指定事業所>

規則で定める指定事業所は、別表に掲げる工場及び事業場とする。

- 1 原動機に定格出力が3.7キロワット以上の施設を設置する工場
- 2 有害物質の製造、使用又は処理を行う工場
- 3 次に掲げる事業所
 - (1) ガソリンスタンド又は液化ガススタンド（動力を用いて、洗車を行うものに限る。）
 - (2) 自動車洗車場（動力を用いるものに限る。）
 - (3) 建設用資材置場又は残土置場（1年以上継続して作業を行い、置場面積が300平方メートル以上のものに限る。ただし、建設現場を除く。）
 - (4) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する事業場
 - (5) 産業廃棄物処理場
 - (6) ゴルフ練習場
 - (7) ボウリング場
 - (8) バッティング・テニス練習場（動力を用いる練習用設備を設置するものに限る。）
 - (9) 自動車若しくは機械の整備又は修理を行う事業場（原動機の定格出力が3.7キロワット以上の施設を設置するものに限る。）
 - (10) 再生資源の集荷又は選別を行う事業場（原動機の定格出力が3.7キロワット以上の施設を設置するもの又は事業場面積が100平方メートル以上のものに限る。）

(7) この条例において「特定施設等」とは、公害関係法令等において届出の対象となる施設であって規則で定めるものをいう。

<参考：規則で定める特定施設等>

規則で定める特定施設等は、別表に掲げる施設とする。

- (1) 大気汚染防止法 ばい煙発生施設・・・

(8) この条例において「指定施設」とは、定格出力が 3.7kW 以上の原動機を有する施設（規則で定める施設を除く。）をいう。

<参考：規則で定める施設>

規則で定める施設は、騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号）別表第 1 に規定する特定施設及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府条例第 6 号）別表第 19 第 2 項に規定する届出施設とする

(9) この条例において「騒音基準」とは、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定により、市長が定めた規制基準（平成 13 年枚方市告示第 106 号）をいう。

(10) この条例において「揚水施設」とは、動力を用いて地下水（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）による温泉を除く。以下同じ。）を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上ある場合は、その断面積の合計。以下同じ。）が 6 平方センチメートルを超えるもの（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）をいう。

3 措置要請

市民は、公害により人の健康に被害を生じ、又は生ずるおそれのある事態が発生したときは、市長に対し、その事態を除去するために必要な措置を採るべきことを要請することができる。

第 2 章 公害防止に関する施策

4 苦情処理

市長は、公害に関する苦情について迅速かつ適正な処理に努めるものとする。

5 公害防止協定

市長は、公害を防止し生活環境の保全を図るため必要があると認めるときは、工場又は事業場を設置しようとする者又は設置している者との間に公害防止協定を締結することができる。

6 小規模事業者に対する助言

市長は、小規模の事業者が公害を防止するために行う施設の整備等について、技術的な助言その他の措置を講じるよう努めるものとする。

第 3 章 水質の保全に関する規制

7 排水基準の遵守義務

排水水を排出する者は、その汚染状態がその工場又は事業場の排水口（排水水を排出する場所をいう。）において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。ただし、水質汚濁防止法第 2 条第 5 項に規定する特定事業場及び府条例第 49 条第 3 項に規定する届出事業場に係る排水水については、適用しない。

8 経過措置

7 の規定は、工場又は事業場が排水基準の適用を受ける際現に工場又は事業場を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の工場又は事業場から排出される水については、その工場又は事業場が排水基準の適用を受けるようになった日から 1 年間は、適用しない。

9 改善勧告

市長は、排水水を排出する者が、その汚染状態がその工場又は事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を改善するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

10 改善命令

市長は、9 の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に従うことを命じ、又は排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

11 準用規定

8 の規定は、9 及び 10 の規定について準用する。

12 地下浸透水に関する規制

工場又は事業場から水を排出する者(地下浸透水を浸透させる者を含む。)は、地下水及び土壌の汚染を防止するため、有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない(以下「地下浸透水基準」という。)。ただし、水質汚濁防止法第 12 条の 3 及び府条例第 78 条によって浸透が禁止される場合にあっては、この限りでない。

<参考：有害物質を含むものとして規則で定める要件>

有害物質の種類ごとに水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年環境庁告示第 39 号)により有害物質による汚水又は廃液の汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

13 改善勧告

市長は、12 に規定する者が、12 で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を改善するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

14 改善命令

市長は、13 の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に従うことを命ずることができる。

第 4 章 指定事業所に対する規制

15 事前協議

市長は、指定事業所による公害の防止のために必要があると認めるときは、その指定事業所を設置しようとする者に対し、規則に定める事項を記載した書類の提出を求め、あらかじめ協議することができる。

16 指定事業所の設置の届出

指定事業所を設置しようとする者は、その指定事業所の設置の工事の開始の日の 30 日前までに、規則に定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 指定事業所の名称及び所在地
- ③ 指定事業所の位置及び周辺の状況
- ④ 指定事業所の建物の配置及び構造
- ⑤ 指定事業所の業種及び作業の方法
- ⑥ 指定事業所において製造し、使用し、又は処理する有害物質の種類、用途及び保管場所
- ⑦ 使用する原材料、燃料及び用水の種類及び使用量
- ⑧ 指定事業所に設置される特定施設等の種類、構造、配置及び使用の方法
- ⑨ 指定事業所に設置される指定施設の種類、構造、配置及び使用の方法
- ⑩ 排出水の汚染状態及び量
- ⑪ 排出水に係る用水及び排水の系統
- ⑫ 公害の防止の方法
- ⑬ その他規則で定める事項

17 経過措置

- (1) 工場又は事業場が指定事業所となった際現に指定事業所を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、その工場又は事業場が指定事業所となった日から 30 日以内に、規則に定めるところにより、16 の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (2) この条例の施行の際現に改正前の条例による工場等の設置許可を受けていた者は、16 の規定による届出をしたものとみなす。

18 指定事業所の変更の届出

- (1) 16 又は 17 の規定による届出をした者は、その届出に係る 16 の第 3 号、第 6 号又は第 9 号から第 12 号に掲げる事項（規則で定める事項に限る。）を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の 30 日前までに、規則に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- (2) 16 又は 17 の規定による届出をした者は、その届出に係る 16 の第 5 号又は第 11 号に掲げる事項（規則で定める事項に限る。）を変更したときは、規則に定めるところにより、当該事項の変更の日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

19 計画変更勧告

市長は、16 又は 18 の規定による届出があった場合において、指定事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該指定事業所の建物及び施設の配置並びに構造、公害の防止の方法、作業及び使用の方法等に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

- ① 騒音基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認めるとき（規則で定めるものを除く。）。
- ② 排水基準に適合しないと認めるとき（規則で定めるものを除く。）
- ③ 地下浸透水基準に適合しないと認めるとき（規則で定めるものを除く。）

20 改善命令

市長は、19 の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

21 操業開始の届出と検査

- (1) 16 の規定による届出をした者は、その届出に係る指定事業所の操業を開始したときは、その開始の日から 15 日以内に規則に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その届出に係る指定事業所が届出の内容に適合するか否かを検査しなければならない。
- (3) 市長は、前項の規定による検査の結果、届出の内容に合致していないと認めるときは、その指定事業所の設置者に対して、期限を定めて、必要な改善を勧告することができる。
- (4) 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

22 氏名の変更等の届出

- (1) 16 又は 17 の規定による届出をした者は、その届出に係る 16 の第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更したときは、規則に定めるところにより、当該事項の変更

の日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (2) 16 又は 17 の規定による届出をした者は、その届出に係る指定事業所を廃止したときは、規則に定めるところにより、当該廃止の日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

23 承継の届出

- (1) 16 又は 17 の規定による届出をした者からその届出に係る指定事業所を譲り受け、又は借り受けた者は、その指定事業所に係るその届出をした者の地位を承継する。
- (2) 16 又は 17 の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る指定事業所を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場等を承継した法人は、その届出をした者の地位を承継する。
- (3) 前 2 項の規定により、16 又は 17 の規定による届出をした者の地位を承継した者は、規則に定めるところにより、当該承継の日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

24 現況の報告

市長は、16 又は 17 の規定による届出をした者に対し、規則に定めるところにより、その届出に係る指定事業所の現況について報告を求めることができる。

第 5 章 地下水の採取に対する規制等

25 地下水を採取する者の責務

動力を用いて地下水を採取する者は、地下水の採取による地盤の沈下その他の地下水及び地盤環境への影響（以下「地盤沈下等」という。）を防止するため、採取した地下水を合理的かつ適正に使用することにより、地下水の採取量の削減に努めなければならない。

26 技術上の基準

揚水施設に係る技術上の基準は、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積による揚水施設の構造に係る基準として、規則で定める。

<参考：規則で定める技術基準>

地 域	揚水機の吐出口の断面積 (c m ²)	ストレーナーの位置 (地表面下m)
国道 170 号以西	46 以下	180 以深
府道交野久御山線以東	—	—
それ以外の地域	55 以下	—

27 技術上の基準の遵守義務

揚水施設により地下水を採取する者は、その揚水施設に係る技術上の基準を遵守しなければならない。

28 揚水施設の設置の届出

揚水施設を設置し、地下水を採取しようとする者は、揚水施設ごとに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 揚水施設の設置場所

- ③ 揚水施設の構造（井戸の深さ及びストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積並びに揚水機の出力）
- ④ 採取した地下水の使用用途
- ⑤ 計画採取量
- ⑥ 揚水施設の使用の方法
- ⑦ その他規則で定める事項

29 経過措置

- (1) 動力を用いて地下水を採取する施設が揚水施設となった際現に揚水施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）は、その施設が揚水施設となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、28 の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (2) この条例の施行の際現に改正前の条例による採取の許可を受けていた者は、28 の規定による届出をしたものとみなす。

30 構造等の変更の届出

28 又は 29(1) の規定による届出をした者（以下「届出採取者」という。）は、その届出に係る 28 の(3)から(5)に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

31 計画変更命令

市長は、28 又は 30 の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設の構造が技術上の基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揚水施設の構造に関する計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

32 実施の制限

- (1) 28 又は 30 の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揚水施設を設置し、又はその届出に係る変更をしてはならない。
- (2) 市長は、28 又は 30 の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、(1)に規定する期間を短縮することができる。

33 採取開始の届出と検査

- (1) 28 又は 30 の規定による届出をした者は、その届出に係る揚水施設により地下水の採取を開始したときは、その日から 15 日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、(1)の規定による届出があった場合は、規則で定めるところにより、その届出に係る揚水施設が届出の内容に適合するか否かを検査しなければならない。
- (3) 市長は、(2)の規定による検査の結果、不適合と認めるときは、その揚水施設に係る 28 又は 30 の届出をした者に対して、必要な改善を勧告することができる。
- (4) 市長は、(3)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。

34 氏名等の変更の届出

届出採取者は、その届出に係る 28 の(1)、(6)または(7)に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その変更の日から 30 日以内に、市長に届け出なければならない。

35 採取の取り止めの届出

届出採取者が 28 又は 29(1)の規定による届け出た揚水施設（以下「届出揚水施設」という。）による地下水の採取を取り止めたときは、規則で定めるところにより、その取り止めの日から 30 日以内に、市長に届け出なければならない。

36 承継

- (1) 届出採取者からその届出揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、その届出採取者の地位を承継する。
- (2) 届出採取者について、相続、合併又は分割（届出揚水施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその届出揚水施設を承継した法人は、その届出採取者の地位を承継する。
- (3) (1)及び(2)の規定により届出採取者の地位を承継した者は、承継の日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

37 地下水採取計画書の提出

市長は、届出採取者に対し地下水採取に係る計画書を提出させることができる。

38 採取量等の測定義務

届出採取者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を測定し、記録し、これを市長に報告しなければならない。

- ① 地下水採取量
- ② 地下水位

39 採取の停止等の勧告及び命令

- (1) 市長は、地盤沈下等を防止するため必要があると認めるとき、若しくは、届出揚水施設による地下水の採取が地下水の利用と保全に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、期限を定めて、届出採取者に対し、届出揚水施設による地下水の採取の停止、採取量の減少その他必要な措置を採ることを勧告することができる。
- (2) 市長は、(1)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。

40 地下水の涵養

市、市民及び事業者は、地下水の涵養の促進に努めなければならない。

41 採取量の減少勧告

市長は、湧水等による地下水位の著しい低下により、広範囲に及ぶ地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、動力を用いた施設によって地下水を採取する者に対し、その施設による地下水の採取量を減少することを勧告することができる。

42 除外規定

31、38 及び 39 の規定は、非常用その他の規則で定める用途に供する地下水を採取する者については、適用しない。

第 6 章 その他の規制及び対策の推進

43 事故時の措置

- (1) 工場又は事業場を設置している者は、規則に定める場合を除き、事故によりその工場又は事業場から公害の原因となる物質等を発生させ、又は発生するおそれが生じたときは、直ちに、当該事故について応急措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければならない。
- (2) 工場又は事業場を設置している者は、規則に定める場合を除き、事故によりその工場又は事業場から公害の原因となる物質等を発生させたときは、規則に定めるところにより、速やかにその事故の状況及び講じた措置等を市長に報告しなければならない。
- (3) 市長は、工場又は事業場を設置している者に対し、規則に定めるところにより、当該事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置に関する計画を報告させることができる。
- (4) 市長は、工場又は事業場を設置している者が第 1 項の応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

44 予想外の公害に対する措置

市長は、この条例の予想しない物質、事業活動により発生した公害が、人の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

45 改善等の要請

市長は、この条例に定めのあるもののほか、工場又は事業場から発生する物質等による公害の防止のため特に必要があると認めるときは、その工場又は事業場からその物質等を発生させる者に対し、施設の構造又は使用若しくは管理の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

46 報告、検査等

- (1) 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係する事業者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、工場又は事業場等に立ち入り、機械設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは指導を行わせることができる。
- (2) 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- (3) (1)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

47 公表

- (1) 市長は、この条例の規制又は公害関係法令等の規制に違反している者があると認めるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとする。
- (2) 市長は、(1)の規定による公表をしようとするときは、その公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続きを行わなければならない。

第 7 章 雑則

48 環境審議会への諮問

市長は、次に掲げる事項を独自に定めようとするときは、あらかじめ枚方市環境審議会（枚方市環境基本条例（平成 10 年枚方市条例第 1 号）第 26 条第 1 項に規定する環境審議会をいう。）の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

- ① 排水基準
- ② 技術上の基準
- ③ その他公害防止に関する重要事項

49 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則
